

令和5年高島市教育委員会
第6回定例会議事日程

日 時 令和5年6月27日(火)
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和5年第5回定例会会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名

- 委員 委員
4. 議事
日程第1 議第39号 個人情報保護に関する法律および高島市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する教育委員会規則案

日程第2 議第40号 高島市道徳教育推進協議会委員の委嘱等について

日程第3 議第41号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市教育委員会事務局の人事について)

5. 協議事項
協議第1号 高島市民生委員推薦会委員の選定について

6. 報告
報告第9号 高島市教育委員会事務局職員の人事について

報告第10号 令和5年6月高島市議会定例会一般質問の概要について

7. 今後の日程
 - ・令和5年教育委員会第7回定例会
日時：令和5年7月26日(水) 午後2時00分
場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室
 - ・令和5年教育委員会第8回定例会(案)
日時：令和5年8月22日(火) 午後2時00分
場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

令和5年第6回定例会座席表

高木 亜矢 教育委員	田邊 栄美子 教育委員	川島 浩之 教育長	川原林 正英 教育委員	橋本 悟史 教育委員
---------------	----------------	--------------	----------------	---------------

教育指導部長 饗庭 一弥	高島市役所 新館 2階 教育委員会室 教育長 1 教育委員 4 説明員 13 事務局 2 <hr/> 合計 20			教育総務部長 木下 晃
学校教育課長 岡部 陽造				教育総務部次長 教育総務課長 熊地 吉之
学事施設課長 保木 等				教育総務部次長 市民会館長 山本 純子
学校給食課長 川崎 弘				社会教育課長 竹井 正人

給食施設整備 課長 西川 久志	図書館長 玉木 智恵	国スポ・障スポ 大会推進課長 野崎 良樹	市民スポーツ 課長 森本 正明	文化財課長 小川 祥枝
-----------------------	---------------	----------------------------	-----------------------	----------------

教育総務課 主査 末綱 美都	教育総務課 主任 松岡 弘晃
----------------------	----------------------

事務局

入口

傍聴席

議第 3 9 号

個人情報保護に関する法律および高島市個人情報保護に関する法律施行条例の施行に関する教育委員会規則案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 7 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

個人情報保護に関する法律および高島市個人情報保護に関する法律施行条例の施行に関する教育委員会規則

高島市教育委員会の所管に係る個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）および高島市個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年高島市条例第 4 0 号）の施行については、高島市個人情報保護に関する法律等施行規則（令和 5 年高島市規則 1 号）の例による。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議第40号

高島市道徳教育推進協議会委員の委嘱等について

上記の議案を提出する。

令和5年6月27日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市道徳教育推進協議会委員の委嘱等について

高島市道徳教育推進協議会設置要綱（令和3年高島市教育委員会告示第19号）第3条の規定に基づき、高島市道徳教育推進協議会委員に次の者を委嘱または任命することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

別紙

高島市道徳教育推進協議会委員

区分	委員種別	氏名	所属等
1号	学識経験者	永田 繁雄	東京学芸大学 教授 日本道徳教育学会 会長
2号	小中学校児童生徒の保護者	饗庭 隆行	本庄小学校保護者
		小林 麻里	安曇川中学校保護者
3号	教育関係者	西村 藤志男	安曇川中学校区小中一貫教育統括校長
		地村 俊彦	青柳小学校長
		武田 定樹	本庄小学校長
		柏原 由起子	安曇川中学校長
		海東 貴利	安曇川中学校区小中一貫教育 コーディネーター
		堤 祥晃	安曇川中学校研究主任
4号	関係行政機関の職員	武田 基裕	近江聖人中江藤樹記念館 参与
5号	その他教育長が必要と認める者	澤 和記	安曇川中学校学校運営協議会委員
		志村 洋	青柳小学校学校運営協議会委員

任期:令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

議第41号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年6月27日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市教育委員会事務局職員の人事については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和5年6月26日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

高島市教育委員会事務局職員の人事について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第21条第3号の規定に基づく事務局職員の人事について、次のとおり任命
する。

令和5年7月1日付け人事異動

<一般職>

職階	新所属名	職名	氏名	旧所属名	職名
次長級	教育総務部	調整担当監 (図書館担当)	(山本 純子)	教育総務部	次長
			(山本 純子)	市民会館	館長 取扱
課長級	市民会館	館長	横井川 博之	都市整備部 国県事業対策課	課長

協議第1号



高社第92号

令和5年6月12日

高島市教育委員会

教育長 川島 浩之 様



高島市長 福井 正明



高島市民生委員推薦会委員の選任について（依頼）

民生委員法（昭和23年法律第198号）第8条第2項に規定する高島市民生委員推薦会委員として、教育委員から1名選任していただいております。

推薦会委員の任期満了に伴い、令和5年10月1日からご就任いただける委員について、選任いただきますようよろしくお願いいたします。

記

委員の任期 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

現在の委員 高木 亜矢 委員

現在の任期 令和4年4月1日から令和5年9月30日まで(前委員の残任期間)

健康福祉部 社会福祉課

担当：水口（内線152）

報告第9号

高島市教育委員会事務局職員の人事について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1項第3号の規定に基づく事務局職員の人事について、令和5年5月25日に高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（令和3年3月29日教委規則第9号）第4条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり教育長が専決したので報告する。

令和5年6月27日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

令和5年6月1日付け教育委員会人事異動

職階	新所属名	職名	氏名	旧所属名	職名
主査級	社会教育課 地域教育連携室	主査	桂田 卓実	国スポ・障スポ 大会推進課	主査
主査級	国スポ・障スポ 大会推進課	主査	田中 航	社会教育課 地域教育連携室	主査

報告第10号

令和5年6月高島市議会定例会一般質問の概要について

令和5年6月高島市議会定例会一般質問において、教育委員会に関する質問があったので質問内容および答弁結果を報告する。

令和5年6月27日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

別紙のとおり

令和5年6月高島市議会定例会
一般質問の概要

答弁結果
教育委員会抜粋版

令和5年6月 高島市議会定例会

一般質問通告事項（個人）および答弁者一覧表

氏 名	質 問 事 項	答 弁 者
磯部 亜希 議員	D×推進施策による市民サービス向上と職員の負担軽減に向けて	教育総務部長
藤田 昭 議員	市立図書館の課題について	教育総務部長
山下 巧 議員	学校教育環境の整備や充実、支援について	教育指導部長

磯部議員

(質問番号 1) DX推進施策による市民サービス向上と職員の負担軽減に向けて

- 1 DX推進戦略に掲げる施策の進捗状況について
- 2 DX人材の育成についてどのように考えているか

政策部長答弁

(答) 磯部議員の質問番号 1 のご質問にお答えいたします。

まず 1 点目の 1 番目、「高島市DX推進戦略の進捗状況について」でありますが、本市では令和 4 年 3 月にDX推進戦略を策定し、デジタル技術を効果的に活用して市民サービスの向上や市役所の業務改善を図るため、45の施策を推進しており、このうち令和 4 年度までに 18 の施策に着手しているところであります。

次に、2 番目の「電子申請の実績について」でありますが、市役所に来ていただくことなく、時間や場所を問わずに行政手続きができる電子申請サービスは、DX戦略の中でも特に重点的に進めることとしております。本年 5 月末現在では、46の行政手続きで電子申請を可能としておりまして、累計で 1, 142 件のご利用を頂いております。また、市のホームページに電子申請の専用サイトを設け、ご利用された方からは「市役所に行かずに手続きができて便利である」、「思ったよりも簡単に手続きができた」との声もお聞きしており、市民の皆様が電子申請が徐々に浸透し始めているものと分析しております。

次に、3 番目の「今後取り組みを進める施策」といたしましては、電子申請が可能な行政手続きをさらに拡大いたしますとともに、公共施設の予約や、公金の電子納付の検討など、市民の皆様の利便性向上につながるものを優先して取り組んでまいりたいと考えております。

次に 2 点目の、「DXを推進する上での職員のスキルアップやDX人材の育成」についてでありますが、様々な分野で急速に進むデジタル化に対応するためには、行政分野でのデジタル人材の確保と育成は極めて

重要な課題であります。

そのため、市では、昨年度から政策部内に次長級のDX調整担当監を配置し、庁内の推進体制を強化するとともに、DXやICT分野に精通した外部の専門人材を「ICTアドバイザー」として委託したところであり、ICTアドバイザーには、DXの観点からシステム導入等に関する各部局へのアドバイスのほか、各所属の情報化推進リーダーに対する実務研修などにより、職員のスキルアップを図っているところであります。

(再質問)

公民館講座の今後の取り組みについてはいかがでしょうか

教育総務部長答弁

(答) お答えをさせていただきます。

教育委員会事務局でも、昨年度同様にスマホ教室の予定をさせていただいております。今年度の後半にスマホ教室を開催する計画で、今、準備を進めているところでございます。また、詳細が決まりましたら、広く市民の皆さまにも周知をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

【担当：教育総務部 社会教育課】

藤田議員

(質問番号 1) 市立図書館課題について

- 1 利用状況が落ち込んでいる現状について認識しているか、また、市内全域をカバーできる図書館サービス体制をどのように構築するのか。
- 2 図書館職員の業務の現状をどのように認識しているのか。また、長期間、正規司書職員の採用がないことは市の施策として問題ではないのか。
- 3 図書館での積極的な蔵書の除籍について
- 4 市の各課の発行物の納本システム構築について
- 5 直近の地方交付税額と市立図書館に図書購入費として充当している金額について

教育総務部長答弁

(答) 藤田議員の質問番号 1 のご質問にお答えいたします。

まず、1 点目の「利用状況の落ち込みに関して認識しているのか、併せて市内全域をカバーできる図書館サービス体制をどのように構築するのか」についてでございますが、平成 25 年度の高島市立図書館における市民ひとり当たりの貸出冊数は 15.36 冊でありましたが、令和 3 年度にはひとり当たり 9.45 冊に減少しておりますことから、憂慮すべき状況であると認識いたしております。

また、公共施設再編計画に基づき、令和 26 年度までの将来、図書館を集約化した場合につきましては、中核館の機能を維持しながら、多くの市民の皆様にも本に触れていただける機会をお届けできるよう、移動図書館サービスや電子書籍によるデジタル図書館の導入なども含めまして、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に 2 点目の「図書館職員の業務の現状をどのように認識しているのか」についてでございますが、市内の 6 か所の図書館や図書室には、それぞれ司書資格をもつ職員を配置しており、施設間および職員間の連携を図りながら、必要なサービスを提供できているものと考えております。

また、「長期間、正規司書職員の採用がないことは市の施策として問題ではないのか」についてでございますが、先にお答えしたとおり、現状、必要なサービス提供は行えているものと考えておりますことから、正規司書職員の採用がないことだけをもって、直ちに施策に問題があるとは考えておりません。

今後、将来的な図書館の集約化も見据えながら、司書資格をもつ正規職員の配置状況等を勘案し、引き続き、必要なサービス提供が行えるよう、適切な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

次に3点目の「図書館での積極的な蔵書の除籍について」でございますが、規模に応じた適正な蔵書数を確保した上で、見やすく魅力的な書架を演出することは、利用率の向上に資するものと考えております。

また、各施設の書庫スペースも余裕がなくなりつつありますことから、高島市立図書館資料除籍基準に基づき、計画的に除籍を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、資料の中でも雑誌に関しましては、保存期限の過ぎたものを除籍し、雑誌リユースとして市民の皆様提供しているところであります。

次に4点目の「市の各課の発行物の納本システムの構築について」でございますが、市の発行物、特に行政資料につきましては、市役所内の会議の場などで、その都度、資料提供を呼びかけており、引き続き収集に努めてまいります。

なお、最近の行政資料はデータ化が進み、印刷物での収集が困難な場合がございますが、データ資料を個人でご覧になれない市民の方に対しましては、データを印刷・製本して資料提供に努めているところでございます。

最後に5点目の「直近の地方交付税額と市立図書館に図書購入費として充当している金額について」でございますが、地方交付税の基準財政需要額の算定におきましては、その他の教育費のうち図書館費と

して計上されております。図書購入費分だけの算出はできませんが、令和4年度の図書館費の算定額は、75,106千円となっており、これに対する図書館費の決算見込額の一般財源は、104,638千円でございます。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

利用者減少の原因をどのように調査分析しているのか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

利用者減少の原因についてでございますが、「これが原因である」という核心的なものは、把握できておりませんが、考えられる理由といたしましては、まず、全国的にスマートフォンやタブレット端末などの普及により、情報取得方法の多様化など「読書離れ、本離れ」が進んでいること、コロナ禍により、ここ数年、人々の外出抑制が講じられ、外出する人数が減ったことなどが要因の一つであると思われま

す。

また、本市固有の理由としましては、令和2年度はコロナにより全館にわたり約1か月間休館を余儀なくされたこと、それに加え、中核館である安曇川図書館の空調施設改修工事により、3か月間休館したこと、令和4年度には、中核館である今津、安曇川両図書館で、照明LED化工事を行い、それぞれ3か月間ずつ休館したことなどが、市民一人当たりの貸出冊数の減少要因となっていると考えております。

(再質問)

職員体制と利用の減少は無関係と考えるか。

教育総務部長答弁

(答) 県内他市町の状況を見ますと、人口当たりの職員数と貸出冊数と

は、必ずしも一致しておりません。

本市におきましては、これまでから、魅力的な書架づくりや、読みたい本が見つけやすい本の配置など、図書館運営業務を、職員の努力で補っているところでもあります。

初問でもお答えいたしましたように、将来的な図書館の集約化も見据えながら、今後とも、必要なサービスの提供が行えるよう、適切な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

(再質問)

資料の選定、レファレンス等、専門的な知識が必要な業務を会計年度任用職員に大きく依存している現状は認識しているか。

教育総務部長答弁

(答) 資料の選定、レファレンスはもちろんのことではございますが、図書館の運営全般にわたり、正規職員、会計年度任用職員を問わず、ともに職員として協力しつつ、懸命に利用者の皆さまへのサービスの提供に尽力いたしていると考えております。

(再質問)

資料の除籍基準について、具体例を示して教えてほしい。

教育総務部長答弁

(答) 図書館の規模により、蔵書の適正数はそれぞれ異なるものであります。蔵書数が多ければそれでよいという訳ではなく、本の見やすさ、取り出しやすさや、本の管理にかかる手間等を勘案すると、除籍は計画的に行うべきと考えます。具体的な除籍図書を選考については、「破損・汚損により修理が不可能で、同類資料があるもの」「時間の経過により内容が古くなり資料的価値がなくなったもの」等であり

以上でございます。

(再質問)

図書館の除籍は専門的知識が必要な作業と考える。市では除籍の方針いわゆる除籍基準を明確にされていることから、例えばボランティアの活用や外部の専門家の協力など様々な方法を検討され、非専門職でも除籍作業がスムーズに行えるようにすることが必要であり、住民参加型の蔵書除籍の取組として市民の皆様の協力が得られるようにしてはどうか。

教育総務部長答弁

(答) 資料の除籍作業は基準があるとはいえ、汚れ・破損の程度や、資料そのものの内容が古くなっていないかどうか、また、市内図書館に複本があるかどうか等、司書が総合的に判断して、除籍対象とするかどうかを決定しております。

除籍対象とした資料は、図書館システム上で除籍した旨の登録を行った後、1点ずつ手作業で資料番号バーコードを切りとった後に処分できるように整理し、廃棄いたしております。

こうした一連の作業の中には、市民のボランティアの皆様にご負担いただいている部分もございますことから、図書館業務をお手伝いしていただける方を募るため、図書館ボランティア養成講座を開催してはどうかと検討を始めているところであります。

将来的には、市民の皆様にご図書館の業務を知っていただき、応援いただける方を増やすことで、より魅力ある図書館づくりにつなげてまいりたいと考えております。

【担当：教育総務部 図書館】

山下議員

(質問番号 1) 学校教育環境の整備や充実、支援について

- 1 小中学校図書館の設置状況、蔵書数とその目標達成率、および司書教諭、学校司書の配置状況について
- 2 令和3年度から直近までの学校図書館図書の整備に充当された金額について
- 3 部活動地域移行の改革推進期間のスケジュールおよび現在の進捗状況について
- 4 教職員の働き方改革について効果的だった取り組みと今年度の取り組みについて
- 5 小中学校の光熱費の対応について
- 6 下校時の見守り活動の事例とこども110番のおうちについて
- 7 不審者侵入などを未然に防ぐための安全対策について

教育指導部長答弁

(答) 山下議員の質問番号1のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「小中学校図書館の設置状況、蔵書数とその目標達成率、および司書教諭、学校司書の配置状況について」でございますが、市内の小中学校図書館の設置状況につきましては、校舎の一角やオープンスペースを図書館として、読書に親しみやすい環境を整えている学校を含めまして、すべての小中学校に設置しているところでございます。

また、蔵書数につきましては、令和5年3月31日現在、小学校13校で約10万3千冊、中学校6校で約5万2千冊、合計約15万5千冊となり、市全体では、国が定める学校図書館の図書標準基準冊数を超えて、充足率は約112%となっております。

しかしながら、学校によって蔵書数にばらつきがあり、図書標準基準冊数と比較して、小学校で4校、中学校で4校が不足しており、蔵書数目標達成率は、小学校で69.2%、中学校で33.3%となっております。

司書教諭と学校司書の配置状況につきましては、司書教諭は、学校

図書館法に12学級以上の学校には必ず置かなければならないとの規定がありますことから、対象となります小学校5校、中学校1校の計6校に配置しております。

学校司書につきましては、同じく学校図書館法に学校司書を置くよう努めなければならないとの努力規定はございますが、児童会や生徒会による委員会活動や地域の方々のご支援などをいただきながら、図書館を運営しており、現在、学校司書の配置はございません。

次に、2点目の「令和3年度から直近までの学校図書館図書の整備に充当された金額について」でございますが、小中学校の図書購入費につきましては、令和3年度の決算額は約3,724千円であり、令和4年度の決算見込み額は約3,637千円でございます。

次に、3点目の「部活動地域移行の改革推進期間のスケジュールおよび現在の進捗状況について」でございますが、本市の現状に応じた学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を実現するために、休日の学校部活動について、今年度、学校や地域、各種団体等の関係者からなる協議会を立ち上げ、必要に応じて、当事者である子どもたち、保護者や関係団体等の方々へのアンケートおよびニーズ調査等も行いながら、情報の収集や共有に努め、課題について協議してまいりたいと考えております。

現在のところ、国や県の予算措置や方向性が明確に示されておられませんので、今後の具体的なスケジュールにつきましては、今年度から立ち上げます協議会の中で、検討してまいりたいと考えております。

現在の進捗状況でございますが、協議会の立ち上げにあたりまして、関係団体等との調整を図っている段階でございます。

次に、4点目の「教職員の働き方改革について効果的だった取り組みと今年度の取り組みについて」でございますが、令和4年度に実施いたしました小中学校の教職員を対象とした働き方改革に関する調査の結果から、「校務支援システムの導入」、「留守番電話の設置」、「総合教育センターや教育委員会における研修や会議の精選」が、効果的

な取り組みとして評価されております。

また、「会議や研修会等のオンライン化」や「配布物やアンケート調査の電子化」、「センターサーバーの導入」、「クラウド化」などICTの有効活用につきましても、業務の改善に向けて効果があったとの調査結果が得られております。

今年度は、働き方改革のさらなる推進のため、校務支援システムのより一層の有効活用やクラウドサービスを利用した会議の効率化等の業務改善を推し進めているところでございます。

一方では、引き続き、市内すべての学校の教員にストレスチェックを実施するなど、メンタルヘルス対策の一層の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5点目の「小中学校の光熱費の対応について」でございますが、各学校では、新型コロナウイルス感染症対策として、教室のこまめな換気等に努めながら、夏場や冬場においては、冷暖房機器を使用し、学習しやすい生活環境の確保に努めております。

昨年度は、電気料金等の大幅な値上げに伴いまして、補正予算での対応となりましたが、今年度は、昨年度の実績をもとに予算計上しているところでございます。

今後も引き続き、児童生徒の健康を最優先に考え、過ごしやすい学習環境を整えるため、光熱費の執行状況を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、6点目の「下校時の見守り活動の事例とこども110番のおうちについて」でございますが、下校時における見守り活動の事例といたしましては、登校時と同様に、スクールガードや子ども安全リーダー等の地域の方々による見守りのご協力をいただいているケースがございます。

また、状況に応じまして、教職員による付き添いや小学校低学年のみの下校を避けるため、他の学年との一斉下校等の対応を行っているところでございます。さらには、タブレット端末を利用した教職員と

登校班長との連絡システムの活用を試みている学校や、状況に応じて、警察によるパトロールを要請する事例もございます。

「こども110ばんのおうち」につきましては、2年に1度、更新の意思確認をさせていただき、見守り活動への協力をお願いしているところでございます。

最後に、7点目の「不審者侵入などを未然に防ぐための安全対策について」でございますが、各校の危機管理マニュアルの中に不審者防止の項目を設けており、各校の実態に応じて、地域の方々と連携した見守り体制の強化、死角の排除、来訪者の記帳や名札の着用等の対策を行っています。他にも、来訪者に対する教職員の声かけや、子どもの写真が入った保護者用の名札の配付、不審者と疑われる場合は校内緊急放送で教員と児童生徒にしかわからない言葉で指示を出す学校もございます。

なお、防犯カメラ等の設置につきましては、児童生徒への心理的な影響等を踏まえ、現時点では導入を考えてはおりません。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

各校において蔵書を廃棄する際の廃棄基準は、市として統一されたものがあるのか。また、図書の使用頻度等でも破損状況は異なると思うが、何年くらいが廃棄の目安となっているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

文部科学省から示されております「学校図書館ガイドライン」では、「刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白となった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃

棄・更新に努めることが望ましい。」とされておりますことから、市内小中学校におきましては、このガイドラインに基づき、読書環境を整えるため、特に図書の年数だけにこだわることなく、廃棄を行っているところでございます。

以上でございます。

(再質問)

学校図書館図書基準に達していない学校の解消に向け、どのように対応されるのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

図書標準冊数と比べて蔵書が不足している学校につきましては、今後、計画的に蔵書数を増やしたり、市立図書館との連携を図ったりすることによりまして、図書館運営の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

地方財政措置が講じられる令和8年度までの間に、市立小中学校の図書館図書をどのように充実させていくのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

学校図書館は学校教育において欠くことのできない大切な設備でありますことから、引き続き、蔵書の充足状況やその基準となる学級数の推移を把握し、学校と連携しながら計画的に整備、充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

市内小中学校で残業時間上限の月45時間を超えている教職員の割合はどのくらいか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

1か月あたりの超過勤務45時間を超える小学校教職員の割合は、平成29年では41.2%でしたが、令和4年度は32.8%となっております。

一方、中学校教職員につきましては、平成29年では57.5%であり、令和4年度は53.1%となっております。

以上でございます。

(再質問)

地域の方々の取り組みや活動と各学校の教育課程（カリキュラム）とは、どのように関連付けされ、位置付けられているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

各学校や中学校区では、昨年度に、学校運営協議会での熟議を通して、地域学校協働本部や地域ボランティア、スクールガード、学校サポーターの方々と連携した活動を教育活動に位置付け、学校地域連携カリキュラムとしてとりまとめ、今年度から各学校独自の学校地域連携カリキュラムを開始することになっております。

今後とも地域とともにある学校づくりを目指し、学校と地域が連携した教育活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【担当：教育指導部 学校教育課・学事施設課】